

令和6年度 興東館柳生中学校水泳指導委託事業 仕様書

1 事業主旨

本事業は、奈良市立興東館柳生中学校における水泳授業について、その指導業務を委託するとともに、プール施設及び当該施設への移動手段を確保することにより、当該校の円滑な水泳指導に資することを目的として実施する。

2 実施対象小学校

興東館柳生中学校 生徒数 39人

(人数については令和6年4月1日現在。増減有り)

3 事業の実施場所

- ・当該校から片道で、バスを利用し、60分以内に立地する水泳施設であること。
- ・当該校の水泳指導の時間は、一般利用客の使用を禁止し、当該校が専有することができる施設であること。

4 実施期間

- ・令和6年6月3日から令和6年11月29日までの6カ月間（学校の休業日を除く）に実施可能であること。
- ・流感等の事由により上記実施期間に実施が困難になった場合、実施期間を延長すること。

5 水泳指導時数

- ・学習指導要領に基づく、水泳運動について、合計4回の指導を実施する。1回の指導に全ての学年を実施とすること。なお、流感等の事由により予定回数に満たなかった分については、学年に応じた内容の学習用動画を作成するなど、代替の学習を実施し、生徒に泳力向上に係る学習の機会を確保するものとする。
- ・1回の指導時間を60分程度とし、週1回の実施（1週間に2回以上実施しない）とすること。
- ・移動時間及び更衣等準備に要する時間を指導時間に含めないこと。
- ・実施予定日に、気象警報による臨時休業や流感による学級閉鎖等により水泳指導が実施できなかった場合は、その指導を実施期間内の別日に振り替えて実施すること。

6 指導内容

中学校学習指導要領解説体育編の内容を基本に、当該校の年間指導計画による学習内容を基に、当該校と受注者で打合せを実施した上で、受注者が指導カリキュラムを作

成し、各学年又は生徒個人の泳力に応じたグループ分けを行い実施すること。

受注者は作成したカリキュラムやグループ分けについて当該校へ説明すること。また、必要に応じて市教育委員会や当該校から、説明を求められたり検討の見直しを求められたりした際には応じること。

7 指導方法

- ・生徒を10人程度のグループに構成し、泳力別の指導とすること。受注者は、各グループにインストラクターを必ず1名以上配置し、実施すること。
- ・当該校の教員は、プールサイド等の適切な場所において授業の安全確保、監視及び指導の補助等に当たること。
- ・受注者は、安全面の配慮から、指導に当たるインストラクター以外にプールサイドに常時1名以上の監視員を配置すること。

8 実施施設

(1) プール

- ・衛生的な環境と水質の維持に努め、「学校衛生基準第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準」に基づく水質検査を実施し、認定を受けていること。
- ・縦25メートル、横10メートル以上の大きさのプールで、水泳授業に適した施設とすること。また、水深については、0.9メートル～1.2メートルの範囲とし、学年や泳力の状況によって変更可能な措置ができること。
- ・コースロープ等の付設により、効果的な指導に必要な区切りを設けることができること。
- ・1回10人以上の生徒が同時にシャワーを浴びることができる温水シャワー施設があること。

(2) その他の施設等

ア 保健施設

- ・体調不良や怪我等の生徒を休ませることができる区切られた場所を確保すること。
- ・AEDが緊急時に速やかに使用できる場所に設置されていること。

イ 更衣室

- ・生徒男女別及び当該校の教員の更衣室があること。

ウ トイレ

- ・プールサイド近辺に男女別のトイレがあること。
- ・衛生面の確保のためのシャワー施設があること。

エ 空調施設等

- ・更衣室、プール室の気温を摂氏 30 度以上に保ち、必要に応じて調節が可能であること。
- ・水温を摂氏 30 度程度に保ち、必要に応じて調節が可能であること。

9 移動手段

全校生徒（生徒最大 39 名、教員 7 名程度（令和 6 年 4 月 1 日現在。増減有り））の移動ができるようバスを確保し、運転業務も行うこと。ただし、感染症対策を十分に図った運行をすること。

10 責任の所在

移動・水泳指導に当たっては、安全を第一に心掛け、事故防止に努めること。万が一、事故が起こった場合は、当該校と協力し、迅速に事態の収拾を図ること。

なお、以下の場合には、受注者が損害賠償等の責任を負うこととする。

- ・水泳指導に際し、インストラクター又は監視員の故意又は過失により生徒に被害が発生した場合
- ・実施施設等の施設の整備不良等により事故が発生した場合
- ・水泳指導のためにバス等を運行し、その運行中に事故が発生した場合
- ・その他受注者の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合

11 その他

(1) 指導方針

学校教育活動であることを十分に理解し、教育的な立場で指導に当たること。

(2) 水泳指導の流れ

ア 指導内容等打合せ

当該校と受注者は、移動、水泳指導に関し、事前に必要な回数の打合せを行うこと。打合せの場所については、当該校と受注者が協議し決定すること。

イ 危機管理マニュアル作成

受注者は、バス運行時及び実施施設内で事故や怪我及び体調不良の生徒があった際の対応方法について、当該校と事前に打ち合わせを行い、危機管理マニュアルを作成すること。

ウ 実技研修

水泳指導が行われるプール施設において、当該校の教員と受注者は、安全かつ効果的に水泳指導が行われるよう実技研修を実施すること。

エ 実施

実施に当たっては、ティームティーチングにより安全で効果的な指導を行

うこと。

オ 報告

- ・当該校と受注者は、1 回ごとの水泳指導実施後に報告書を作成し、指導に当たった教員・インストラクター、監視員、指導内容、生徒の健康状況等を記録すること。
- ・受注者は、全ての水泳指導が終了後、速やかに事業完了報告書を作成し、奈良市教育委員会事務局学校教育課に提出すること。

- (3) 保護者の見学が可能であること。
- (4) 水泳指導時間は、発注者側が利用できる自動車駐車場を 1 台用意すること。
- (5) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受注者及び発注者の協議により定めること。